

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がとる)

目次

◇告 示 字の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出
土地区画整理事業による換地処分

告 示

鳥取県告示第七百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和四十五年七月三十日現在の地番による。）

上後藤字堂ノ東二の一、二の二、二の二五から二の二七まで、四の四、四の五及び四の八、両三柳字六拾間市庵道西九八〇の一、九八一の一、九八二の一、九八三、九八四の一、九八五の一、九八五の三、九八五の四、九八六の一、九八七の三、九八九の三、九九〇の三、九九一の三、九九三の三、九九四の一、九九五の一、九九五の二、一〇〇四の三、一〇〇六の三、一〇〇七の三、一〇〇八の三、一〇〇八の四、一〇〇九、一〇一〇の三、一〇一三の三、一〇一四の三、一〇一五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、両三柳字空地市庵道添一〇二五の一、一〇二五の二、一〇二七の二、一〇二七の三、一〇二七の九、一〇二八の一、一〇二八の二、一〇二八の四、一〇二八の五、一〇二八の三〇、一〇三五の一、一〇三五の五、一〇三六の二から一〇三六の四まで、一〇三七の一から一〇三七の三まで、一〇三七の五、一〇三八の一から一〇四〇まで、及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一八の五、一〇二三の二及び一〇二三の一五と一体をなす国有地の一部、両三柳字空地中通一〇四一から一〇四九の二まで、一〇五〇の一、一〇五一の一、一〇五二の一、一〇五三、一〇五四の二の一部、一〇五四の四、一〇五八の一から一〇五八の五まで、一〇五八の七、一〇五九から一〇六五の二まで、一〇六六の一、一〇六六の二及びこれらと一体をなす国有地、両

両三柳字新街

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>上後藤字堂ノ東</p>
<p>同上の区域(昭和四十五年七月三十日現在の地番による。)</p>	<p>三柳字空地後藤境二二二四の一から二二二四の八まで、 一一二二六から一一二二三の四まで、一一二二六の一、一一二二六の二、一一二二六の四、一一二二六の五、一一二二七の二から一一二三八の四まで、一一二四〇の一から一一二四三の二まで、一一二四五の一、一一二四五の二、 一一二四六 一一二四八合併の二、一一二四七、一一二五〇の一から一一二四九 六〇まで、一一二六二及びこれらと一体をなす国有地並びに両三柳字六拾間中通二二六三の一から二二六四の三まで、一一二六五の一、一一二六七の一、一一二六七の四から一一二六七の八まで、一一二六八の一、一一二六八の四から一一二六八の六まで、一一二六九の一、一一二六九の四、一一二六九の五、一一二七〇の一、一一二七〇の四、一一二七一の一、一一二七二、一一二七三の一、一一二七四の一、一一二七五の一、一一二七五の四、一一二七九の三、一一二七九の四、一一二八〇の一、一一二八〇の四、一一二八四の二、一一二八五の一、一一二八五の二、一一二八六の一、一一二八六の二、一一二八九の一、一一二八九の二、一一二八九の六、一一二八九の七、一一二九〇の一、一一二九一の一、一一二九二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>両三柳字空地中通</p>	<p>両三柳 字六拾間市庵道西</p>
<p>上後藤字堂ノ東のうち二の一、二の二、二の二五から二の二七まで、四の四、四の五及び四の八以外の区域</p>	<p>両三柳字空地市庵道添</p> <p>両三柳字空地市庵道添のうち一〇二五の一、一〇二五の二、一〇二七の二、一〇二七の三、一〇二七の九、一〇二八の一、一〇二八の二、一〇二八の四、一〇二八の五、一〇二八の三〇、一〇三五の一、一〇三五の五、一〇三六の二から一〇三六の四まで、一〇三七の一から一〇三七の三まで、一〇三七の五、一〇三八の一から一〇四〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一八の五、一〇二三の二及び一〇二三の一五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>両三柳字空地中通のうち一〇四一から一〇四九の二まで、一〇五〇の一、一〇五一の一、一〇五二の一、一〇五三、一〇五四の二の一部、一〇五四の四、一〇五八の一から一〇五八の五まで、一〇五八の七、一〇五九から一〇六五の二まで、一〇六六の一、一〇六六の二及びこ</p>

れらと一体をなす国有地以外の区域

両三柳字空地後藤境のうち一二二四の一から一二二四の八まで、一二二六から一二三三の四まで、一二三六の一、一二三六の二、一二三六の四、一二三六の五、一二三七の二から一二三八の四まで、一二四〇の一から一二四三の二まで、一二四五の一、一二四五の二、一二四六、一二四八合併の二、一二四七、一二五〇の一から一二六〇まで、一二六二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

両三柳字六拾間中通

両三柳字六拾間中通のうち一二六三の一から一二六四の三まで、一二六五の一、一二六七の一、一二六七の四から一二六七の八まで、一二六八の一、一二六八の四から一二六八の六まで、一二六九の一、一二六九の四、一二六九の五、一二七〇の一、一二七〇の四、一二七一の一、一二七二、一二七三の一、一二七四の一、一二七五の一、一二七五の四、一二七九の三、一二七九の四、一二八〇の一、一二八〇の四、一二八四の二、一二八五の一、一二八五の二、一二八六の一、一二八六の二、一二八九の一、一二八九の二、一二八九の六、一二八九の七、一二九〇の一、一二九一の一、一二九二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第七百八十六号

米子市三柳土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十五年十一月十二日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十五年十一月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗